

令和7年4月22日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095-894-3027
担当者名	太田尾・松屋

工事事故を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

①名 称 エム・エムブリッジ 株式会社
許可番号 大臣許可 第000345号
所在地 広島県広島市西区観音新町1-20-24

②名 称 瀧上工業 株式会社
許可番号 大臣許可 第003444号
所在地 愛知県半田市神明町1-1

2. 指名停止の期間

令和7年4月23日から令和7年5月22日まで(1か月間)

3. 指名停止の理由

エム・エムブリッジ(株)及び瀧上工業(株)が、西日本高速道路(株)九州支社発注の令和2年度佐世保道路佐世保高架橋(拡幅)工事(その2)において、令和7年2月15日未明、橋桁を台車で運搬中に、安全管理措置の不適切により、橋桁を主要地方道佐世保日野松浦線上に転倒させたため、同日午前6時に予定していた同県道の通行止め解除が遅延し同日午後4時15分となり、約10時間以上に渡り道路交通に影響を与える事故を起こしたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領第2条「別表第1第5号(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)」該当